

第6章 権利擁護

1. 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業：しあわせねっと）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行う制度です。

対象者

次のいずれにも該当する方が対象です。

- ・判断能力が不十分な方（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方）
- ・本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる方

内容

<福祉サービスの利用援助>

- ・福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き
- ・福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
- ・住宅改造、居住家屋の貸借、日常生活上の消費契約および住民票の届出などの行政手続に関する援助
- ・福祉サービスの利用料を支払う手続き

<日常的金銭管理サービス>

- ・年金および福祉手当の受領に必要な手続き
- ・医療費を支払う手続き
- ・税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- ・日用品などの代金を支払う手続き
- ・上記の支払いに伴う預金の払戻、預金の解約、預金の預け入れの手続き
- ・見守り（定期的な訪問による生活変化の察知）

<書類等の預かりサービス>

保管できる書類等は下記のとおりです。

- ・年金証書、預貯金の通帳、権利証、契約書類、保険証書、実印・銀行印
- ・その他、実施主体が適当と認めた書類

利用にかかる費用

相談は無料です。

サービスを利用する場合… 1時間以内は1回1200円以内(市町によって異なります)

1時間を超える場合は30分ごとに時間単価の半額を追加

貸金庫を利用する場合……月500円

申請

居住地の市町の社会福祉協議会にご相談ください。社会福祉協議会の一覧はP57
利用を希望する方の同意のうえで、サービスの内容を書いた契約書を作成します。



2. 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力不十分な方々は、財産を管理したり、契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるがあっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあう恐れもあります。成年後見制度はこのような判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度です。

対象者

成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。また、法定後見制度は判断能力の程度など本人の事情に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれています。

法定後見制度

後見…判断能力が欠けているのが通常の状態の方
保佐…判断能力が著しく不十分な方
補助…判断能力が不十分な方

任意後見制度

十分な判断能力がある方

内容

法定後見制度

成年後見人等は、個々の事情に応じて家庭裁判所が選任します。成年後見人等には本人の親族のほか法律・福祉の専門家、その他の第三者や法人等が選ばれる場合もあります。成年後見人等を複数選んだり、成年後見人等を監督する成年後見監督人などが選ばれることもあります。

成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉などにも目を配りながら本人を保護・支援します。成年後見人等の職務は本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られています。

任意後見制度

将来判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を結ぶものです。

そうすることで、本人の判断能力が低下した後、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などを行うことによって、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。

利用

1. 申立て

家庭裁判所で手続きを行います。申立てができるのは、本人・配偶者・4親等内の親族などです。

自分で申立てをするのが難しい場合は、司法書士や弁護士に依頼することもできます。

2. 審問・調査・鑑定等

必要に応じ、裁判官または家庭裁判所調査官が事情を尋ねたり、問い合わせたりする場合があります。本人の判断能力について鑑定を行うことがあります。

3. 審判

家庭裁判所はもっとも適任と思われる方を成年後見人等に選任します。成年後見人等に対する報酬は、仕事の内容などを考慮して、家庭裁判所が定めます。

※任意後見制度の手続きの詳細については、お近くの公証役場にお問い合わせください。



3. 法テラス

法テラスは、法的なトラブルの解決に必要な情報や、サービスの提供を受けられるようにするための公的な法人です。お問い合わせ内容に応じて、解決に役立つ法制度や地方公共団体、弁護士会、司法書士会、消費者団体などの関係機関の相談窓口を無料でご案内します。また、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、無料法律相談や必要に応じて弁護士・司法書士費用などの立替えを行いません。

対象者

情報提供はどなたでも受けることができます。

無料法律相談を受けることができるのは、下記の1、3の条件を満たす方です。

弁護士・司法書士費用などの立替制度を利用することができるのは、下記の1～3すべての条件を満たす方です。

1. 収入などが一定額以下であること(基準については法テラスにお問い合わせください)

2. 勝訴の見込みがないとはいえないこと

和解、調停、示談などにより紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みのあるものを含みます。

3. 民事法律扶助の趣旨に適すること

報復的感情を満たすだけや宣伝のため、または権利濫用的な訴訟の場合などは援助できません。

内容

情報提供

利用者からの問い合わせ内容に応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等(弁護士会、司法書士会、地方公共団体の相談窓口等)に関する情報を無料で提供しています。法的トラブルにあい、どのような解決方法があるのか分からない、どこの誰に相談していいのかが分からないという方々に解決のための道案内をします。
※弁護士や司法書士による個々のトラブル等に応じて法的判断を行い、解決策をアドバイスする相談とは異なりますのでご注意ください。

<情報提供の方法>

- ・ コールセンターへの電話
- ・ 法テラスの地方事務所での面談または電話
- ・ 専用フォームによるメール(24時間受付)
- ・ 法テラス・ホームページ(よくある質問とその答えのキーワード検索、相談窓口情報検索)

無料法律相談

経済的に余裕がない方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行います。法テラスと契約している弁護士、司法書士が相談に対応しています。1回の相談時間は30分程度で、1つの問題につき3回まで相談を受けられます。民事、家事または行政に関する問題について相談を受けています(刑事事件に関する相談は対象外)。

代理援助・書類作成援助(費用立替)

交渉や調停、裁判などの手続きの代理を弁護士や司法書士に依頼する場合、さまざまな費用がかかります。立替えとは、法テラスが利用者に代わってその費用を支払い、利用者から分割で法テラスに費用を返済する制度です。民事・家事・行政事件が対象です(刑事事件は対象外)。

代理援助で立て替える費用は、着手金・実費などです。

書類作成援助では裁判所に提出する書類の作成を司法書士や弁護士に依頼した場合の費用を立て替えます。



利用

法律相談を受けるには事前予約が必要です。法テラスにお問い合わせください。

予約の際に、利用条件に該当するか確認するため、ご相談の内容、収入状況や資産、家族構成について伺います。

※代理援助制度・書類作成援助制度を利用する場合は事前の審査があります。詳細は法テラス福井にお問い合わせください。

代理援助制度・書類作成援助制度の審査に必要な書類

1. 資力を証明する書類(給与明細など)
2. 住民票(本籍、筆頭者、続柄、世帯全員記載、3か月以内に発行のもの、マイナンバーの記載がないもの)
3. 事件に関する資料(例えば多重債務整理事件の場合、債務一覧表など)
4. 割賦償還に用いる口座に係る資料(自動払込利用申込書兼預金口座振替依頼書の写し及び口座情報が確認できる書類の写し)

鑑定料や保証金など実費だけの援助の申込みはできません。鑑定料などの実費については、限度額の範囲内において立替えができますが、それを超える金額については、原則として自己負担になります。

問い合わせ先

名 称	法テラス福井
所 在 地	福井市宝永4-3-1 サクラNビル2階
電 話 番 号	0570-078348 (なおナビダイヤルへはIP電話やプリペイド携帯、海外からは通話できません。 法テラス福井(電話：050-3383-5475)へおかけください)
時 間	月～金曜日 午前9時00分から午後5時00分まで(祝日・振替休日・年末年始はお休み)

